

山形県立保健医療大学授業評価実施規程

平成 22 年 12 月 1 日

規程 第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山形県立保健医療大学（以下「本学」という。）における自己点検及び評価活動の一環として、授業内容、方法の改善による教育の質の向上を図るために行われる授業評価（以下「授業評価」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 授業評価は、評価委員会が所掌する。

(授業評価の対象)

第 3 条 授業評価の対象は、本学の学部及び大学院で開講されているすべての授業とする。

(実施方法等)

第 4 条 授業評価は、教員（本学で授業を行う非常勤講師を含む。以下同じ。）、学部学生及び大学院生が行う。

2 授業評価の実施時期、実施対象授業、評価項目、実施方法等については、評価委員会が別に定める。

(公表等)

第 5 条 評価委員会は、授業評価の結果を、実施対象となった授業の担当教員（以下「授業担当者」という。）に通知する。

2 評価委員会は、毎年度終了後速やかに、授業評価の結果を集計し、学長に報告するとともに、その要旨を公表する。

3 前項の規定にかかわらず、評価委員会は、必要と認める場合は、その都度、学長に授業評価の結果又は状況を報告することができる。

(改善要請等)

第 6 条 評価委員会は、授業評価の結果に基づき、必要と認める場合は、授業担当者に対して、授業の改善等を要請することができる。

2 前項の要請を受けた授業担当者は、当該要請に沿って、授業内容及び方法等について必要な措置等を講ずるように努めなければならない。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、授業評価の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。